

議案第70号

権利の放棄について議決を求める件

権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、次のとおり議決を求める。

令和4年9月提出

鹿児島県知事 塩田康一

次のとおり権利を放棄する。

- 1 放棄する権利 鹿児島県中小企業制度融資損失補償契約に基づき、鹿児島県信用保証協会が保証債務を履行することによって生じた求償権を行使して得る回収金のうち、損失補償金相当額の返納を受け取る権利
- 2 放棄する権利の額 416,470円
- 3 放棄する権利の相手方 鹿児島県信用保証協会

(提案理由)

産業競争力強化法第135条第1項の規定により設置された鹿児島県中小企業再生支援協議会の支援を受けて策定された事業者の事業再生計画に基づき、鹿児島県信用保証協会が求償権の放棄を行うため、当該求償権に付随する権利を放棄しようとするものである。